

改正

平成27年1月15日告示第7号

平成29年1月18日告示第4号

庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市への定住促進を図るため、新たに定住用住宅の取得等を行う転入定住者に対し、予算の範囲内で庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金（以下「補助金」という。）を交付し、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金等交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入定住者 転入日前1年間において本市に住民登録の実績がない者であって、永住の意思をもって本市に転入した者及び転入しようとする者をいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅でのべ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (3) 新築 新たに本市域内に住宅を建築することをいう。
- (4) 新規購入 本市域内に存する住宅を新たに購入することをいう。
- (5) 改修 既存住宅の維持又は向上のために行う工事で、別表第1に掲げるものをいう。
- (6) 子育て世帯 事業完了報告書の提出日の属する年度の4月1日において、満年齢が18歳に達しない同居する子どもを有する世帯をいう。

(補助金交付の対象)

**第3条** 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ平成26年4月1日以降に転入する転入定住者とする。

- (1) 転入した日から3年以内に、第6条に定める交付申請をすること。
- (2) 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を、交付決定のあった日から1年以内に完了すること。

(3) 本市に永住し、自治振興区及び自治会活動に参加することを誓約すること。

(4) 事業完了報告書の提出日において転入している者であること。

(5) 市税の滞納がないこと。

2 補助金交付の対象となる住宅が共有の場合は、共有者のいずれか一人を補助対象者とする。

3 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ平成32年3月31日までに完成するものとする。

(1) 補助対象者が行う住宅の新築

(2) 補助対象者が行う住宅（当該補助対象者の2親等以内の者が所有するものを除く。）の新規購入

(3) 補助対象者が行う住宅（補助対象者及び当該補助対象者の2親等以内の者が所有するものに限る。）の改修で、経費が50万円以上のもの

（適用除外）

**第4条** 市長は、前条の規定にかかわらず、住宅の新築、新規購入又は改修に関し、市の補助金及びこれに準ずるもので市長が指定するもの（庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付要綱（平成21年庄原市告示第34号）に基づく奨励金を除く。）の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しないものとする。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第3項第1号及び第2号に該当する事業 新築工事費又は新規購入費（消費税及び地方消費税を含む。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。

(2) 第3条第3項第3号に該当する事業 改修費（消費税及び地方消費税を含む。）に100分の20を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象者が、事業完了報告書の提出日において第2条第6号に規定する子育て世帯に該当し、事業完了報告書の提出日において満年齢が18歳に達しない子が1人の世帯については5万円、2人以上の世帯は10万円の加算金を交付する。

（交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手までに、転入定住者住宅取得及び改修補助事業交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第3項第1号及び第2号に該当する事業

- ア 新築又は新規購入をする住宅に係る見積書等の写し
- イ 位置図（付近見取図）、配置図、立面図及び各階平面図
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第3項第3号に該当する事業

- ア 改修する住宅に係る見積書等の写し
- イ 改修内容の判る図面等
- ウ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第7条** 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、転入定住者住宅取得及び改修補助交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更及び廃止)

**第8条** 前条に定める交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業に変更又は廃止が生じた場合は、転入定住者住宅取得及び改修補助金変更承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第3条第3項第1号及び第2号に該当する事業

- ア 新築又は新規購入をする住宅に係る見積書等の写し（変更内容が確認できるもの）
- イ 位置図（付近見取図）、配置図、立面図及び各階平面図（変更内容が確認できるもの）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第3項第3号に該当する事業

- ア 改修する住宅に係る見積書等の写し（変更内容が確認できるもの）
- イ 改修内容の判る図面等（変更内容が確認できるもの）
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、変更承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第9条** 交付決定者は、転入定住者住宅取得及び改修補助事業完了報告書（様式第5号）に次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 第3条第3項第1号及び第2号に該当する事業

- ア 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- イ 新築又は新規購入をする住宅に係る建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
- ウ 建物の登記事項証明書
- エ 工事請負費、購入費等の領収書の写し
- オ 定住誓約書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第3項第3号に該当する事業

- ア 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- イ 改修する住宅に係る改修請負契約書等の写し
- ウ 改修工事費等の領収書の写し
- エ 定住誓約書
- オ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に定める報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付する補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（指示事項の遵守）

**第10条** 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求め又は指示することができる。

2 交付決定者は、市長が前項の指示をしたときは、これに従わなければならない。

（補助金の請求及び支払）

**第11条** 交付決定者は、第9条第2項に定める通知を受領した後、速やかに転入定住者住宅取得及び改修補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める請求書を受領してから30日以内に、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定日から10年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったとき。

(3) 市税の滞納があったとき。

2 前項各号の規定により補助金を返還させる場合の返還額は、別表第2に掲げる額とする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定による失効の日以降に補助金の返還等の必要が生じた場合における手続き等については、失効後もなおその効力を有する。

**附 則** (平成27年1月15日告示第7号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年1月18日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成29年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

**別表第1** (第2条関係)

改修	内容
住宅の修繕工事、住宅の利便性を向上させる工事及び住宅の寿命を延ばす工事で右に掲げるもの	(1) 基礎(犬走りを含む。)、土台、柱、梁、屋根(雨樋を含む。)、床及び壁の主要構造部にかかる修繕並びに改修 (2) 外壁、床、内壁(建具を含む。))及び天井の仕上げ材の修繕並びに改修

	(3) 間取り及び部屋の改修 (4) 給排水設備配管に関わる修繕並びに改修 (5) 電気設備配管及び配線に関わる修繕並びに改修 (6) その他これらに類するもので市長が認めるもの
--	--

備考

- 1 改修とは、増築、改築、模様替え又は改造を含むものとする。
- 2 カーテン、ブラインド類及び網戸の新調ならびに取替えに限ったものは、補助対象としない。

別表第2（第12条関係）

返還に該当する事項			返還額
第12条第1項第1号に該当するとき			全額
第12条第1項第2号に該当するとき	交付決定日 からの年数	1年未満	補助額の100分の100
		1年以上3年未満	補助額の100分の80
		3年以上5年未満	補助額の100分の60
		5年以上7年未満	補助額の100分の40
		7年以上10年未満	補助額の100分の20
第12条第1項第3号に該当するとき			市長が別に定める額

様式（省略）